

ツバルオリンピック委員会・加古川市 東京2020オリンピック競技大会の事前合宿等に関する覚書

ツバルオリンピック委員会（以下「TASNOC」という。）と日本国兵庫県加古川市（以下「加古川市」という。）は、東京2020オリンピック競技大会の開催に伴う事前合宿等に関する事項について、以下のとおり覚書を締結する。

（相互協力）

第1条 TASNOCと加古川市（以下「両当事者」という。）は、東京2020オリンピック競技大会に係るオリンピックムーブメントの推進及びスポーツ振興等を目的とした諸事業を展開するにあたり、相互に協力する。

（事前合宿の実施）

第2条 東京2020オリンピック競技大会の事前合宿（以下「事前合宿」という。）に関して、TASNOCは加古川市を合宿地として公式に認め、加古川市は加古川市での事前合宿の支援を行う。

2 TASNOCが事前合宿に派遣する者は、東京2020オリンピック競技大会への参加認定（Accreditation）を有している者とする。

3 TASNOCは、2021年6月下旬から2021年7月下旬までの期間内に加古川市で事前合宿を行う。

（施設提供）

第3条 前条の場合において、両当事者が合意した日程について、加古川市は、市内の公共施設を練習の場（以下「練習施設」という。）としてTASNOCに提供する。

（市民交流等）

第4条 TASNOCは、事前合宿に支障のない範囲で次に掲げる取組みに協力するものとする。

（1）小中学生その他の加古川市民と交流する取組み

（2）加古川市のホストタウン情報の発信及び記者会見、取材等への参加

2 加古川市は、前項の取組みを企画する場合において、オンライン方式（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法）を用いる等、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和

国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。第6条において同じ。)の対策を徹底するとともに、選手が気分転換でき、かつ、加古川市民の応援が選手に届く取組みを提案しなければならない。

(経費の負担)

- 第5条 加古川市は、TASNOCが加古川市で事前合宿を行うことに伴う選手2名及びコーチ1名の移動(関西国際空港又は伊丹空港と加古川市の間の移動及び練習施設と宿泊場所の間の移動に限る。)、食事及び加古川市立少年自然の家における宿泊に係る費用を負担する。
- 2 加古川市は、前項に規定する移動その他の日本国内におけるTASNOCの移動に関し、予約その他のサポートを行う。
 - 3 加古川市は、TASNOCが事前合宿のために加古川市に滞在する期間中、飲料水の提供、通訳の随行及びボランティアによるサポートを行う。
 - 4 TASNOCが加古川市で事前合宿を行うことに伴い加入する訪日旅行保険の内容及び費用の負担については、別途両当事者で協議する。
 - 5 TASNOCの役員が加古川市で行う事前合宿へ参加することとなった場合において、前各項に定める条件の変更が必要な場合は、別途両当事者で協議する。
 - 6 前各項の規定により加古川市が負担することとなる費用を計上した予算が成立しない場合は、これらの規定はその効力を有しない。

(新型コロナウイルス感染症対策)

- 第6条 両当事者は、TASNOCの参加者が安心して事前合宿を行い、かつ加古川市民が安心してTASNOCの参加者を迎え入れることができるよう互いに協力するとともに、別に定める新型コロナウイルス感染症の対策規定を遵守する。

(有効期間)

- 第7条 この覚書の有効期間は、2021年4月1日から同年8月31日までとする。

(秘密の保持)

- 第8条 前条の有効期間中及び同期間後において、両当事者は、この覚書に基づく諸事業に関して知り得た情報の管理を万全に行うとともに、個人のプライバシーに関する情報を第三者に漏らしてはならない。

(詳細事項)

第9条 この覚書に基づく詳細な内容については、この覚書締結後から両当事者で協議し、2021年4月以降速やかに決定する。

(疑義の対応)

第10条 この覚書に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた場合は、両当事者が協議して定める。

この覚書を証するため、本覚書を2通作成し、両当事者が署名のうえ、それぞれがその1通を保有する。

2021年3月31日

ツバルオリンピック委員会

日本国兵庫県加古川市

ミカ エリサイア
委員長

岡田 康裕
市長